

**IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方  
及び  
災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方**

---

**論点整理(案)**

**令和4年5月  
事務局**

## 検討事項2

IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方

## (検討事項)

- 全国において電話サービスを提供するNTT東日本・西日本は、IP網への移行に伴う距離別の料金体系の撤廃に合わせて離島通信に関する特例も廃止することを検討。

### 【離島特例通信】

離島と通話需要等の面で密接な関係を有する本土の近隣MAとの通話や同一県内にある離島MA間の通話については、実際の距離ではなく隣接するMAとの通話料金を特例として適用

例：小笠原諸島 ⇄ 東京

伊豆大島、三宅島、八丈島、小笠原諸島相互間

} 44円/3分のところ特例で22円/3分

- これに伴い、これまでユニバーサルサービスとされてきた離島特例通信については、今後はユニバーサルサービスとして位置づける必要はないのではないか。

## (委員意見)

- 料金が全国均一になる以上は、離島特例通信について見直すのは当然のこと。ただし、誤解を招きかねないので、特例料金が補填の対象外になるにすぎないといったことが伝わる説明が必要。(ユニバーサルサービス政策委員会(第24回)大谷専門委員)

## (方向性案)

- 全国一律料金となることから特例料金のメリットがなくなり、離島通信を特例扱いとする必要性がなくなるため、当該特例通信役務をユニバーサルサービスの対象外とすることが適当ではないか。

- ◆ 第一種公衆電話の設置基準の見直し後であっても、引き続き戸外における最低限の通信手段として新たな設置基準に基づき離島等においても設置され、利用は可能となる。

○ 固定電話網のIP網への移行に伴い、距離別料金体系が撤廃され、公衆電話においても県内通話及び県間通話が全国一律料金として提供されることとなる予定。

基本料(月額・税込み)		現状		IP網への移行後	
		事務用	住宅用	事務用	住宅用
加入電話 (注)	3級取扱所	2,750円	1,870円	現状と同額	
	2級取扱所	2,585円	1,705円		
	1級取扱所	2,530円	1,595円		

(注)施設設置負担金の支払いを要するプランのダイヤル回線用の場合

通話料(税込み)		現状	IP網への移行後
固定電話発	固定電話着	昼間・夜間: 9.35円/3分~11円/45秒 深夜・早朝: 9.35円/4分~11円/90秒 <距離段階・時間帯別・県間通話未提供>	9.35円/3分 <全国一律・全時間帯>
	携帯電話着	17.6円/分	現状と同額
	050IP電話着	11.55~11.88円/3分 <事業者別>	11.55円/3分
公衆電話発	固定電話着	昼間・夜間: 56秒/10円~8秒/10円 深夜・早朝: 76秒/10円~13.5秒/10円 <距離段階・時間帯別>	56秒/10円 <全国一律・全時間帯>
	携帯電話着	15.5秒/10円	現状と同額
	050IP電話着	17.0~18.0秒/10円	18.0秒/10円

## (検討事項)

- IP網への移行により、第一種公衆電話の通話について距離別の通話料金の区分がなくなり、トラヒックとしても「市内通信」とその他の通信を区別する必要がなくなる中で、これまで第一種公衆電話の「市内通信」をユニバーサルサービスとして定めてきたことについて、今後はどのように整理すべきか。
- 加入電話については、アクセス回線に係る役務をユニバーサルサービスとして位置づけているが、公衆電話については、回線の契約が存在せず、通話の都度契約している形式になっていることを考えると、加入電話と同様にアクセス回線をユニバーサルサービスとして位置づけることは難しいのではないか。
- 第一種公衆電話に係るユニバーサルサービスの範囲の在り方を検討するに当たっては、第一種公衆電話に係る補填額の算定方法の在り方(検討事項4:補填額算定方法の在り方)と密接不可分で検討すべきではないか。

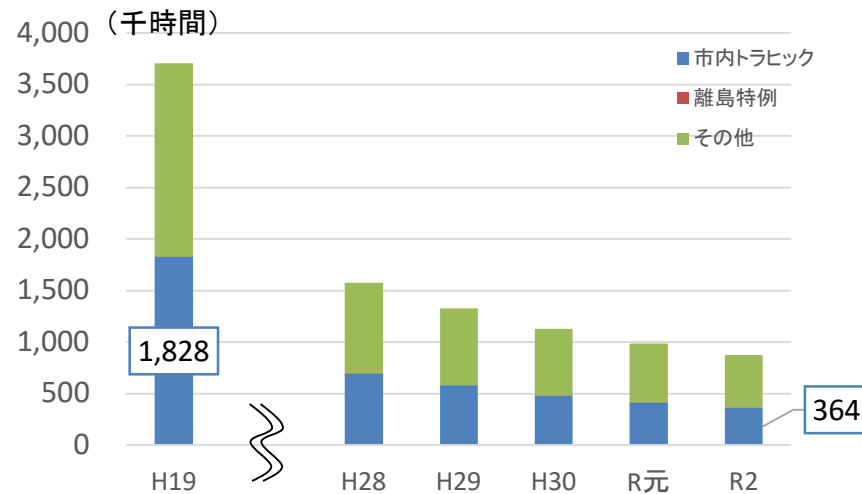
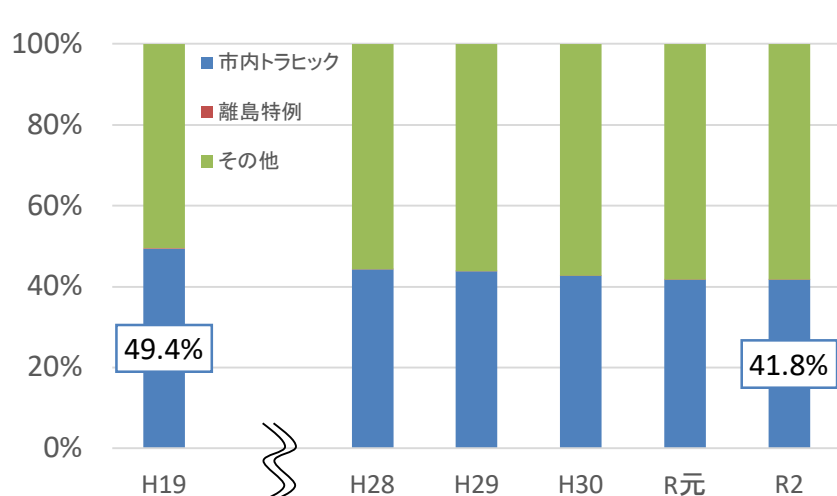
## (事業者意見)

- IP網への移行により、距離別の通話料金区分がなくなり全国一律料金となるが、NTT東日本・西日本において市内通信のトラヒックは引き続き特定可能。(NTT東日本・西日本よりヒアリング)
- 戸外における通信手段の確保という本来の制度目的を踏まえると、第一種公衆電話のユニバーサルサービスの範囲を市内通信に限定する理由は薄れていると考えており、今後の環境変化等も踏まえ、将来的には費用負担の在り方も含めてユニバーサルサービスの範囲について議論が必要。(ユニバーサルサービス政策委員会(第25回)(以下「第25回委員会」という。))NTT東日本・西日本)

## (方向性案)

- 「市内通信」は、「同一MA内通話が全体の約6割(平成11年度)を占め、利用実態から見て基礎的な通信手段に該当」と判断され、ユニバーサルサービスとして指定されたもの(平成12年答申)。
- 第一種公衆電話では、令和2年度で全体の41.8%が市内通信に利用されており、補填開始直後の平成19年度の49.4%から大幅な減少はないことから、公衆電話における市内通信は、依然として「基礎的な通信手段」として重要な意味を持ち、引き続きユニバーサルサービスの対象とすることが適当ではないか。
- なお、公衆電話の「市内通信」が減少傾向にある点は事実であるため、現時点においてその重要性は否定されるものではないものの、戸外における最低限の通信手段を確保するという考え方を踏まえ、今後の環境変化を見極めつつ補填の在り方と合わせて検討していく必要があるのではないか。

○第一種公衆電話の市内通信トラヒックの割合(補填額算定のためのデータより)



ユニバーサルサービス交付金補填額の算定のためのデータより記載

○ 平成29年10月、NTT東日本・西日本が「固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」を公表。

- ①「固定電話」発信の通話のIP網経由への切替は令和6年(2024年)1月から開始。
- ②「固定電話」の切替開始時に、加入電話の契約を一斉にメタルIP電話に引き継ぎ、新たな料金を適用。
- ③現在は距離別としている通話料金体系について、令和6年1月以降は、全国一律とする旨を公表済み。  
※距離別の料金を撤廃することにより、IP-IP接続では事業者間で精算のためのエリア情報の流通を行わないことを事業者間で合意
- ④基本的な音声サービスは維持し、利用者宅内での工事は不要で、電話機等もそのまま利用可能。

## IP網への移行に伴うサービス切替えスケジュール



○ 現在、NTT東日本・西日本が提供する電話サービス(加入電話及び公衆電話)は、距離別の料金体系により提供されており、ユニバーサルサービスの範囲についても、それを前提としたものが存在。

○ 固定電話網のIP網への移行に伴い、これら距離別料金体系は撤廃され、基本的に全国一律の料金体系により提供されることとなる予定。

### 【料金体系変更の影響を受けるユニバーサルサービス】

- 離島特例通信
- 第一種公衆電話の市内通信(第一種公衆電話から発信し、同一MA内に着信する通信)

## IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～ 電気通信審議会(平成12年12月21日)

### 4 ユニバーサルサービスの確保

#### (2)ユニバーサルサービスの範囲

##### イ ユニバーサルサービスの具体的範囲

- ② ユニバーサルサービスの範囲を検討する際には、その範囲を拡大すれば地理的格差なくサービスを楽しむことができる利用者が増加する一方、その提供コストも膨らむことから、必要最小限の範囲とする必要がある。また検討に際しては、サービスの普及率の他、サービスに対する社会的ニーズ、技術の進展動向等を総合的に勘案することが必要である。
- ③ こうした観点に立てば、ユニバーサルサービスの範囲には、
  - (a)加入電話サービス(加入者回線アクセス及び市内通話サービスの他、特例料金が適用される離島通話サービス)、
  - (b)公衆電話サービス(戸外における最低限の通信手段を確保する観点から一定の基準で設置される第一種公衆電話のうち加入電話サービスと同等の部分)
  - (c)緊急通報サービス(警察110番、消防119番及び海上保安庁118番)
- ④ 加入電話サービスのうち、加入者回線アクセス及び市内通話サービスをユニバーサルサービスとするのは、加入者回線アクセスについては多様な電気通信サービスを利用するための最低限のアクセス手段であると考えられること、また市内通話サービスについては同一MA内に終始する通話が全体の約6割(平成11年度で61.0%)を占めており、利用実態からみて基礎的な通信手段に該当すると考えられることによる。
- ⑤ 公衆電話サービスについては、国民各層にとって機器が使いやすいものであるよう配慮するとともに、機種変更に関する情報を国民利用者に対して十分提供する等、利用者利便の確保に配慮することが望まれる。

## 「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申 情報通信審議会(平成17年10月25日)

### 第2章 ユニバーサルサービス基金による補填の対象等

#### 第4節 補填の対象となる具体的役務

##### 1 補填の対象となる具体的役務

###### イ 市内通話

- 2 平成12年度にマイライン登録制度が導入され、市内通話にも実質的な競争が導入された後、この状況は大きく変化している。平成15年度におけるNTT東・西以外の事業者のシェアは、通信回数については27%、通信時間についても25%と平成11年度から大幅に増加している。また、平成17年4月末時点で、NTT東・西以外のマイライン参加事業者は、市内通話の登録数の31%を獲得しており、うち5事業者は全国一律をサービスエリアとしてNTT東・西と遜色ないサービスを展開している。すなわち、市内通話については、既に全国的に競争状態が実現し、その中で安定的にサービスが供給されていると考えられる。
- 3 市内通話の設備面における費用については、接続料制度を通じてNTT東・西とそれ以外の事業者の間で同じ条件が適用されていることから、NTT東・西の市内通話サービスのみを基金による補填の対象とすることは、公正競争上適当ではない。市内通話についても、市外通話や国際通話と同様に基金による補填の対象から外すべきである。



## 検討事項4

災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

## (検討事項)

- 現状、第一種公衆電話については、ユニバーサルサービスの範囲である市内通信等に係る収支差額部分(赤字相当分)を補填しているが、検討事項2のとおり、IP網への移行に伴い、ユニバーサルサービスの範囲について見直しを行う必要があることから、補填の対象についても併せて検討することが必要ではないか。

## (委員意見)

- 理論上、接続事業者分の収入額と費用額は同額なので、そこを外してもいいのではないかという方向性は良いと考える。NTT東日本・西日本の額だけで把握するというのでよいのではないか。(ユニバーサルサービス政策委員会(第27回)(以下「第27回委員会」という。)関口主査代理)
- 基本的に規制のコストをなるべくかけないように、簡便にというのが方向性としてよいかと考える。(第27回委員会三友主査)

## (事業者意見)

- 第一種公衆電話にかかる費用のうち、IP網移行による影響は僅少(微減)(第25回委員会NTT東日本・西日本)
- IP網への移行に伴い事業者間精算のためのエリア情報の流通は行わないことが合意されており、接続事業者が料金設定を行う通信(0120、0570)の市内通信トラヒックを算定するためには、接続事業者において必要なデータを取得するためのシステム改修を行った上で、一部データについて推計値を用いる必要がある。(接続事業者からのヒアリング)

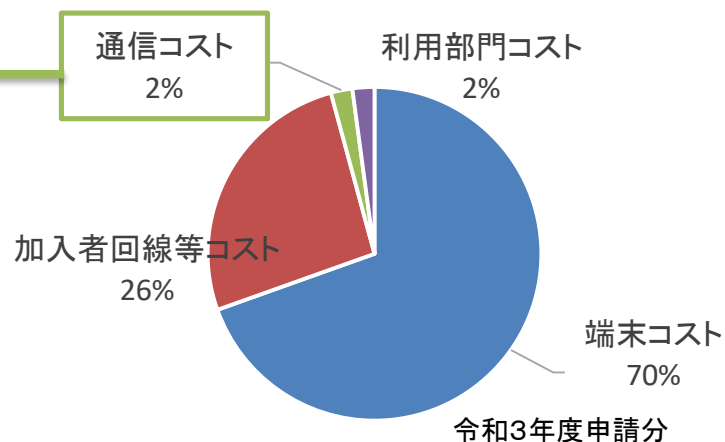
## (方向性案)

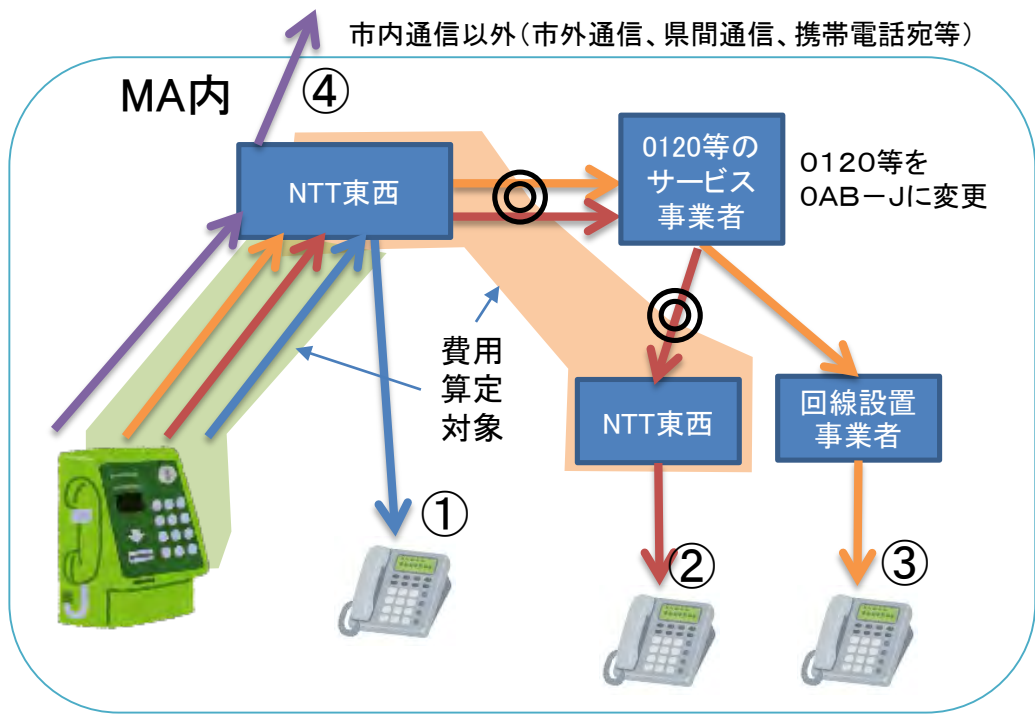
- 現状の「市内通信の赤字額を補填」するという基本的な考え方を変更しないことが適当ではないか。
- 市内通信を補填の対象とする場合、NTT東日本・西日本及び接続事業者の市内通信トラフィックを特定する必要があるが、IP網への移行に伴い事業者間精算のためのエリア情報の流通が行われないため、同様のデータの取得には、接続事業者側にシステム改修などの負担が発生し、更にシステム改修を行ってもなお把握できないものが存在するとのことから、補填額算定に当たっては、NTT東日本・西日本の料金設定分のみを対象としてはどうか。
  - ✓ 接続事業者が料金設定を行う通信分の収益は、「当該接続事業者からNTT東日本・西日本が受け取る接続料」であり、接続事業者から当該接続事業者自身の料金設定分通信の接続料としてNTT東日本・西日本に対し支払われるもの。
  - ✓ 一方、費用は「当該接続事業者の料金設定分の市内通信に係る回線・端末・交換機等費用」であり、当該接続事業者の市内通信分を接続するためのコストとして接続料で回収される額に相当するため、NTT東日本・西日本と接続事業者間の収益・費用は理論上ほぼ同額となる。
  - ✓ システム改修によっても接続事業者からデータが取得できない場合、推計値を使用せざるを得なくなるが、値の取り方によっては恣意的な数字となる可能性があり適切ではない。

## ○第一種公衆電話のIP網移行に伴う影響

費用の内訳	IP網移行による影響
主に回線にかかる費用	影響なし
主に端末にかかる費用	
主に交換機にかかる費用	低減見込み

## ○第一種公衆電話の市内通信補填額内訳





市内通信以外(市外通信、県間通信、携帯電話宛等)

MA内 ④

0120等のサービス事業者  
0120等をOAB-Jに変更

費用算定対象

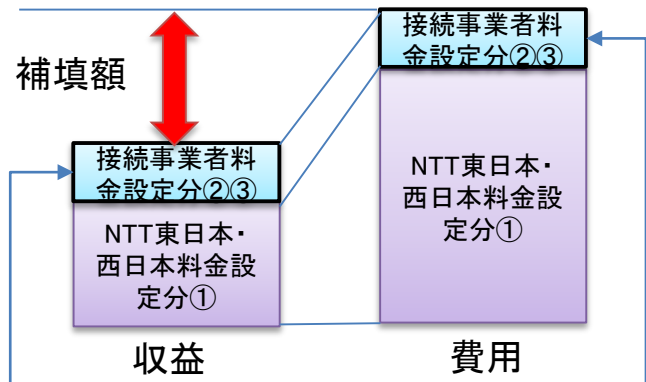
①

②

③

- 通信経路
- ①: NTT東日本・西日本が料金設定する通信
- ②: 0120等のサービスを提供する事業者が料金設定する通信
- ③: ②と同じ
- ④: 公衆電話発の同一MA以外に着信する通信
- 相互接続点

収益	費用
<ul style="list-style-type: none"> <li>①にかかる利用者料金</li> <li>②及び③に係る0120等のサービス事業者からの接続料等収入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～③に係る公衆電話機費用及び端末回線等に要した費用</li> <li>①～③それぞれの交換機等に要した費用</li> </ul>



補填額算出のために  
NTT東日本・西日本では把握できず  
接続事業者から入手している情報

接続事業者がNTT東日本・西日本に  
支払う②及び③に係る接続料

②及び③において接続事業者がNTT  
東日本・西日本と接続するトラヒック

【費用算定方法】

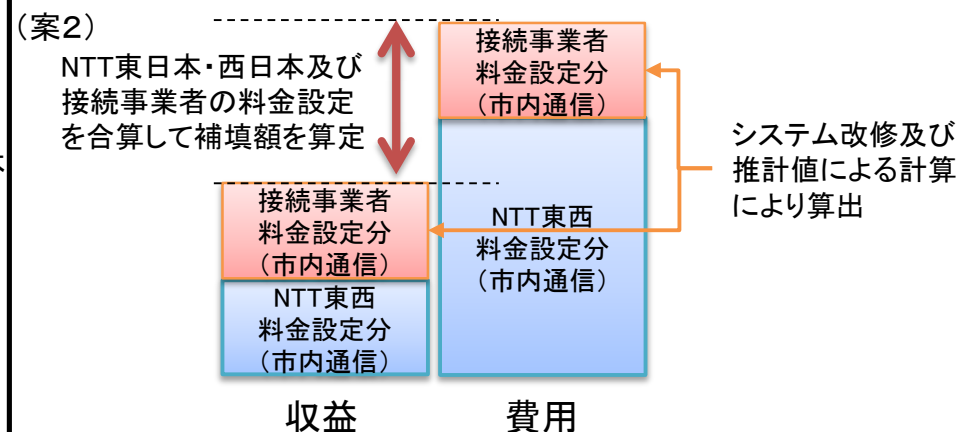
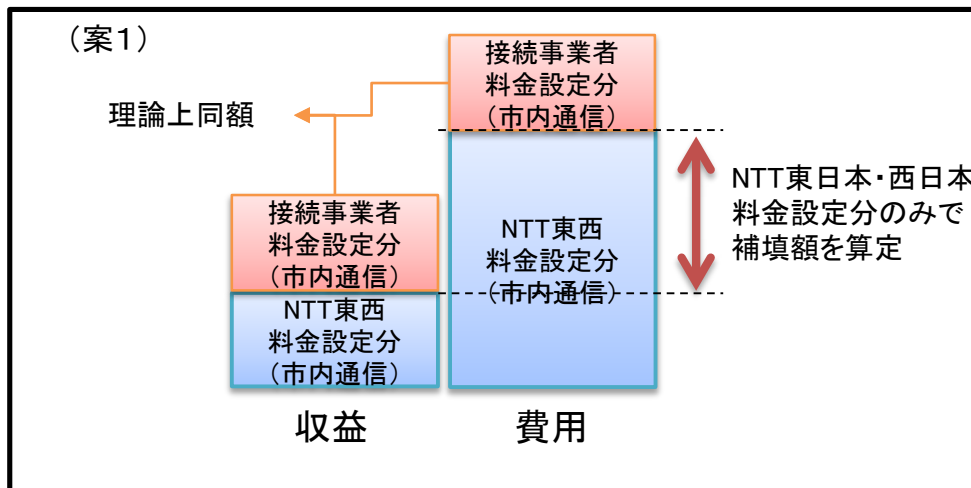
- 公衆電話機単価 × (市内通信トラヒック(①～③) ÷ 公衆電話発信全トラヒック(①～④))  
(端末回線及びNTSコストも上記と同様)
- 公衆電話発信の市内通信に係る①～③のトラヒックに応じた交換機の接続料相当の合計

## ○「接続事業者から入手している情報」のIP網への移行後の取扱い(接続事業者からのヒアリング概要)

- マイグレによる接続方式の変更により接続先事業者からの情報が少なくなるため、市内通信の発着を判別するための情報が取得できず、システム改修を行っても市内通信か否かの把握はできない。(A社)
- 公衆電話発のトラヒックの市内通信か否かの把握のために、システム改修を行うことにより把握は可能であると考えられるが、どの程度のシステム改修が必要かは報告の内容次第であり現時点での回答はできない。(B社)
- 公衆電話の市内通信については、システム改修などで把握できそうだが、改修規模について現時点で見通すことは困難。(C社)

## ○方向性案

案	補足
(案1) NTT東日本・西日本の料金設定分に係る収益及び費用のみで補填額を算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続事業者の料金設定分に係る費用は、当該通信分に要した原価を接続料で回収しており、費用と収益は理論上ほぼ同額となる。</li> <li>・接続事業者からの情報がなくとも、NTT東日本・西日本の情報のみで補填額算定が可能である。</li> </ul>
(案2) 接続事業者の料金設定に係る収益及び費用について、接続事業者によるシステム改修及び現在把握可能なデータによる推計値を用いて計算し補填額を算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IP網への移行後はデータ把握が不可能となるため、接続事業者のシステム改修及び現在把握可能なデータで推計値を算定する。</li> <li>・現行補填額と同様の算定方法であり継続性があるが、計算時に推計値が現在より多く含まれることになる。</li> </ul>



## (追加検討事項)

- 第一種公衆電話の補填では、NTT東日本・西日本の実際の赤字であるユニバ収支を、LRICによって計算した補填額が上回っている点について、どのように考えるべきか。(令和3年度認可分 補填額 39.8億円 ユニバ収支赤字額 33.3億円)

## (委員意見)

- 撤去費用も補填の対象とする議論が進んでいる以上、過補填のようなことが起こっているとすれば何らかの考慮は必要。(ユニバーサルサービス政策委員会(第26回)(以下「第26回委員会」という。)三友主査)
- NTT東日本・西日本の営業損失を上回っている補填額について、基本的な考え方として実際のユニバ収支を上限とするということで差し支えないと思う。過大な補填がなされているのであれば今後の撤去費用にいかしていくことができないか。(第26回委員会大谷専門委員)
- 補填額が赤字額を上回らないようにすべきと考えるが、その差分が生じないように検討する必要がある。補填額計算の適切さについても、場合によっては検討することも将来的な課題として考えられるのではないか。(第27回委員会大谷専門委員)

## (方向性案)

- ユニバーサルサービスの基金制度では、赤字分のすべてを交付金で充てることにすると、単に実会計上の赤字補填の制度となり、基礎的電気通信役務の提供に係る経営の効率化を図ることを前提に外部補助を行うという制度の趣旨に適合しないため、交付金を「赤字の一部に充てる」という考え方をとっている。
- 第一種公衆電話について、実際の営業収支の差額(赤字額)が「能率的な経営の下における適正な原価」(電気通信事業法第109条第3項)としてLRICにより算定された補填対象額を下回るという逆転が生じており、NTT東日本・西日本において経営の効率化が図られていると推察できるため、法律の基本的理念も踏まえ、特別の理由(災害時等費用に大きな変動が発生する場合など)がない限り、補填に当たっては実際の赤字額を上回らないようにすべきではないか。
- その際、現在の補填対象額の算定では資本費用等を含む原価を費用として計算していることから、実際の赤字額との比較に当たっては資本費用等を考慮する必要があるのではないか。
- なお、加入電話役務については、高コスト地域のみを補填するような算定方法から営業収支の差額と補填対象額の逆転は想定されないことから、今回の見直しは収入費用方式を採用している第一種公衆電話のみを対象とすべきではないか。
- ユニバ収支の赤字額を、LRICにより算定された補填額が大きく上回るが続く場合は、将来的に補填額の算定方法について見直しを行う必要があるのではないか。

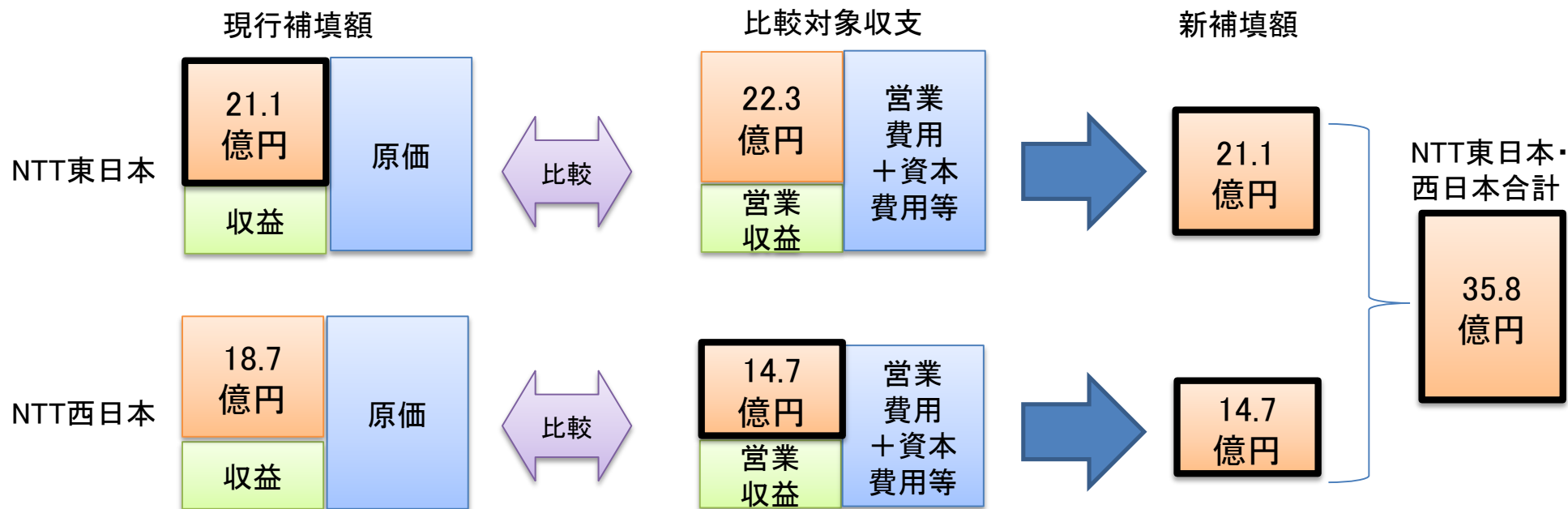
○補填額の算定において、ユニバ収支及び資本費用等と比較して小さい額を補填額とする場合の試算

令和3年度認可分(ユニバ収支及び資本費用等は令和2年度)

(単位:億円)

	現行補填額			ユニバ収支			資本費用等	比較対象額※	新補填額	現行補填額との差
	収益	原価	補填額	営業収益	営業費用	営業費用－営業収益				
NTT東日本	3.3	24.4	21.1	3.3	23.2	19.9	2.4	22.3	21.1	0.0
NTT西日本	1.8	20.5	18.7	1.8	15.2	13.4	1.3	14.7	14.7	▲4.0
合計	5.1	44.9	39.8	5.1	38.4	33.3	3.7	37.0	35.8	▲4.0

※営業費用＋資本費用等－営業収益



# (参考)ユニバーサルサービスに係る収支の状況及び補填額等

会計年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ユニバ収支(億円)	-518	-849	-1,254	-1,312	-1,185	-1,103	-1,079	-1,022	-819	-818	-816	-796	-535	-395	-572	-546
加入電話	-472	-809	-1,213	-1,270	-1,143	-1,065	-1,039	-981	-781	-783	-783	-758	-502	-362	-539	-513
公衆電話	-46	-40	-42	-42	-43	-38	-40	-41	-38	-35	-33	-38	-34	-32	-33	-33
認可年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
補填額(億円)	152	136	180	188	152	111	74	69	69	68	69	65	65	66	67	68
加入電話	121	93	138	146	110	71	35	30	30	30	32	29	28	28	29	28
公衆電話	31	43	42	43	42	40	38	39	39	37	37	36	37	38	38	40
ユニバ収支 －補填額(億円)	366	713	1,074	1,124	1,033	992	1,005	953	750	750	747	731	470	329	505	478
加入電話	351	716	1,075	1,124	1,033	994	1,004	951	751	753	751	729	474	334	510	485
公衆電話	15	-3	0	-1	1	-2	2	2	-1	-2	-4	2	-3	-6	-5	-7
適用年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1番号あたりの 月額負担額 (番号単価)	7円	6円	8円	8円	7円	(1～6月) 5円 (7～12月) 3円	3円	3円	2円	(1～6月) 2円 (7～12月) 3円	(1～6月) 2円 (7～12月) 3円	2円	(1～6月) 2円 (7～12月) 3円	2円	3円	2円

※「ユニバ収支」は、NTT東日本・西日本のユニバーサルサービスに係る営業損失を記載。(実際の赤字額)

## ○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(業務)

第百七条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。



## (検討事項)

- 第一種公衆電話については、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月情報通信審議会答申)(以下「答申」という。)において、交付金全体の支出を抑制し、効率化を図る観点から設置基準の緩和等を図ることが適当とされたところであり、現在、そのための制度整備が進められつつある。
- 答申においては、「公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要となる撤去費用を含む)については、交付金の対象とすることが適当」としているところ、設置基準の緩和を受けて今後進められる撤去に係る費用の算定方法について検討が必要ではないか。

## <計画期間>

### (委員意見)

- 15年計画は長すぎる。速やかな撤去が国民負担の軽減につながることを考えると、委託先の都合で撤去に掛かる期間が延びるのは不自然なように思う。第一種公衆電話と第二種公衆電話では、設置場所の設定や考え方、背景が異なることを考えると、第一種も同様と本当に言えるのか。(第25回委員会岡田委員、三友主査同旨/第26回委員会岡田委員)
- 事務局の基本的方向性はおおむね妥当だが、たとえば5年、10年、15年と早く撤去が進むほどより大きなインセンティブが得られるような仕組みは考えられないか。10年がベンチマークとして妥当な期間かどうかは検討が必要。(第26回委員会岡田委員、大谷専門委員、三友主査同旨)
- 初期折衝期間(当初2年間)が一巡したあとに再検討を行うことで、もう少し見通しの立ったプランになるのではないか。その段階で、10年、15年という長期プランにならざるを得ない相応の理由があるか判断すればよいのではないか。(第26回委員会岡田委員)
- 10年間は事業者でも見通しが難しいところであり、最初は短期間で決めておいてはどうか。やってみなければわからず将来見直しが必要という点は共通の理解であり、見直し条項をいれ、10年なのか、もっと短い期間なのかは別にしても基準となるものを設定し、もし無理であった場合に見直ししていくという在り方が良いのではないか。(第26回委員会春日専門委員)
- 10年で区切り、その後の撤去費を含む補填を行わないというのは正論だと考える。残置分は15年を超える可能性もあり、最終的に利用者の負担につながることを考えると、期限は切ったほうが良い。計画が長引いたものについて、補填対象から除くことに賛成する。(第26回委員会関口主査代理)
- 5年刻みの三つのステップに分け、STEP2まで補填し、それを超えると補填対象外という提案や、撤去折衝一巡後の見直しなど、見直しを随時行っていくことは大変結構だと考える。(第27回委員会岡田委員)

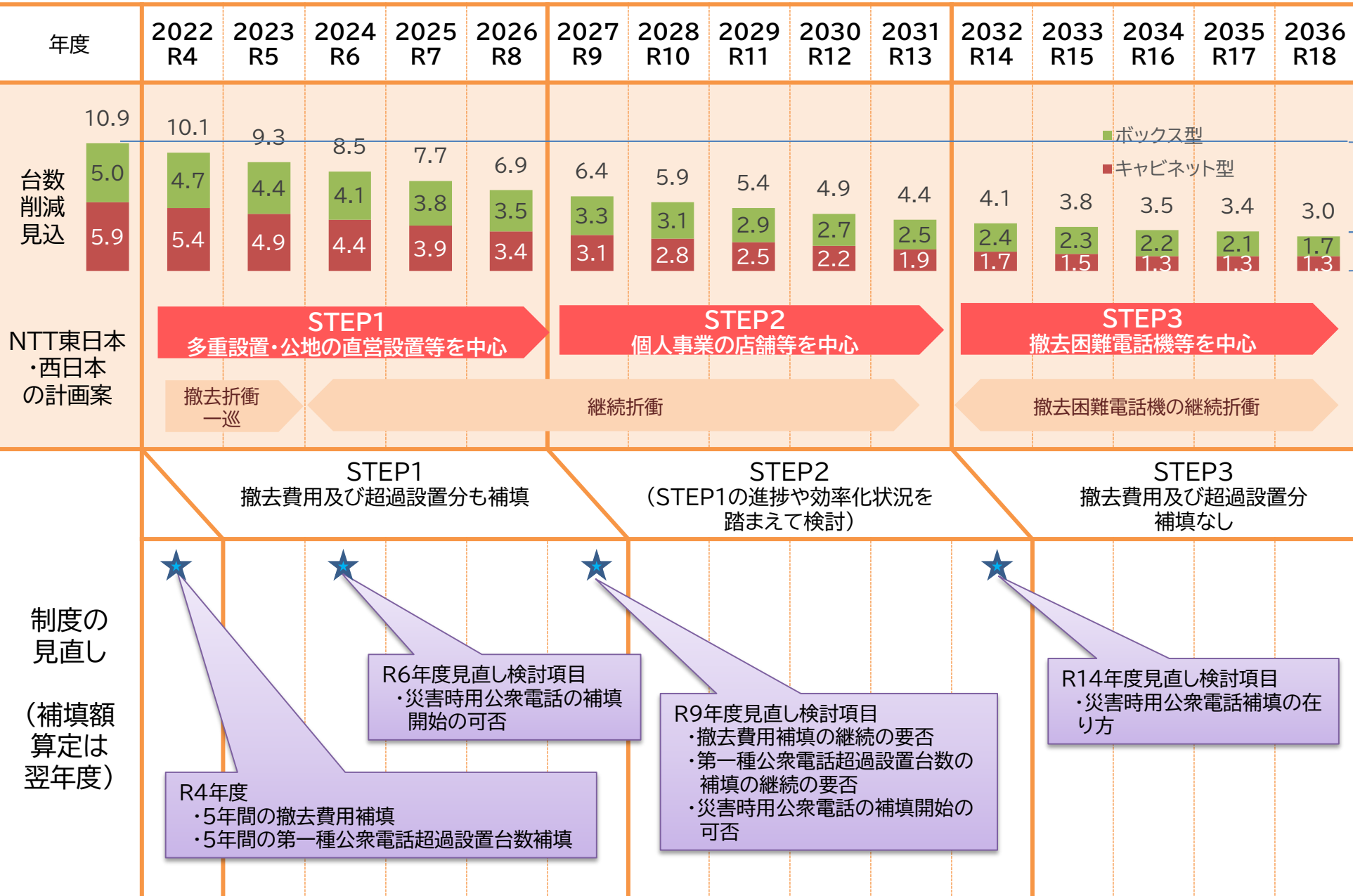
## (事業者意見)

- 工事折衝等のリソース強化を図ることで、10年で完了する計画。ただし、第二種公衆電話の撤去折衝等を踏まえると、最終的には15年程度が必要と試算。当初5年間で削減台数の5割を撤去する等、可能な限り早期に台数を削減。2年程度で対応を一巡するよう速やかに折衝を進め、撤去しやすいものから優先的に撤去。実際の折衝状況等に応じて、各年の削減台数計画も、随時見直していく予定。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料、第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本質問回答)
- 基本的に(第一種公衆電話設置)受託者の承諾を得ながら進めていく必要があると考えており、強制的な撤去を可能とするような法的見解あるいは制度整備がない中において、期間短縮のために受託者の同意を得ずに撤去を進めるような対応は困難。(第26回委員会NTT東日本・西日本)

## (方向性案)

- 10年・15年の長期計画は見通しが難しいことから、補填の在り方については適用期限を区切って議論すべきであり、例えば、NTT東日本・西日本の計画期間に合わせた、令和4年度からのSTEP1(5年間)、令和9年度からのSTEP2(10年間)及びそれ以降の3期間に分けて検討してはどうか。
- 受託者同意なき撤去が困難という点について一定の理解はできるものの、計画期間(10年間)終了後も撤去困難電話機を補填し続けることで、災害時用公衆電話への補填が十分に行われな可能性や、最終的に利用者負担が継続し続けるという点を踏まえ、新たな設置基準台数(1割程度の余剰分を含む。)を上回る台数(超過設置分)については、STEP2終了後は撤去に要する費用(撤去費用)も含め補填の対象外とすべきではないか。(撤去費用の補填についてはP23で検討。)
- また、STEP1・2においては、超過設置分及び撤去費用を補填対象とすることも考え得るが、早期の撤去を促進する観点から、超過設置分及び撤去費用の補填はSTEP1の5年間で当初の対象期間とし、STEP2での補填の在り方は、STEP1終了後(令和9年度)に、①撤去状況や撤去による費用効率化効果、②NTT東日本・西日本が作成する削減計画の進捗及び③災害時用公衆電話への補填が見込めるか否か等を、今回の見直しの目的と照らし合わせて検討すべきではないか。(災害時用公衆電話への補填についてはP29,30で検討。)

超過設置台数  
最低限設置台数



「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月7日情報通信審議会答申)及び「電気通信事業法施行規則の一部改正について」(令和4年2月2日情報通信行政・郵政行政審議会答申)を踏まえ、本日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第7号。以下「改正省令」という。)が公布され、令和4年4月1日から施行される予定である。

これらに関し、貴社におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられたい。

## 記

### 1 第一種公衆電話の削減

(1) 今般の電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正では第一種公衆電話の設置基準を緩和しており、貴社においては、新たな設置基準(改正省令附則第4項による読替えを適用しないものをいう。以下同じ。)に応じた第一種公衆電話の削減が求められる。このため、第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画(以下「削減計画」という。)を定め、**令和4年6月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること**。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・削減目標を達成するための具体的な方策 等

なお、削減計画の作成及び実施に当たっては、別添(略)の総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート(令和3年実施)の調査結果も参考にされたい。

- (2) 令和4年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記(1)と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (3) 令和5年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (4) 令和4年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後5か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

### 2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

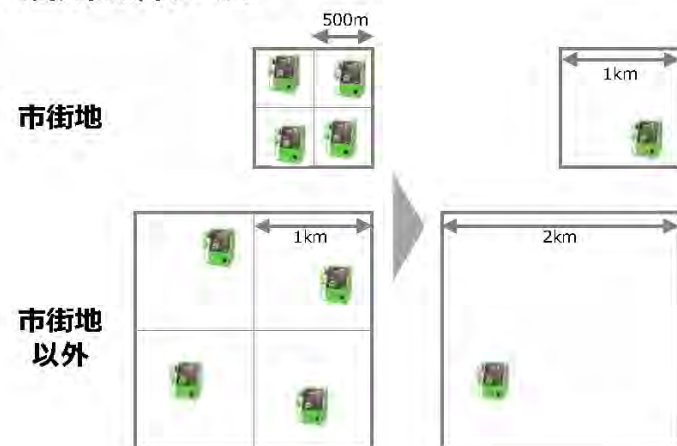
今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

## 第一種公衆電話の台数削減の進め方

- 設置基準の見直しにより、対象メッシュ数が概ね3分の1程度となり、設置台数の下限は2.7万台となるが、災害や故障、道路工事等による外生的な要因による撤去も発生することから、そのような場合でも基準を下回らないよう1割程度の余剰は必要であり、**最終的な設置台数を3.0万台と想定**し、今後台数削減を進める予定
- 撤去対象は、公衆電話の「社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段」としての位置づけを踏まえ、「**メッシュカバ**」と「**社会的必要性 (= 利用頻度)**」を考慮して決定
- 具体的には、設置基準見直し後のメッシュごとに最も利用頻度の高い電話機1台を選定し残置  
(高利用のものが複数ある場合には、常時利用できる場所・人の目につきやすい場所等、設置場所の状況を考慮)  
(残置の社会的要請が高いと想定される施設(病院/駅/小中学校等)は約半数程度を残置見込み)
- また、設置形態として、「設置施設の管理者等に委託して設置している電話機」と「当社が設置している電話機」があるが、**委託設置の電話機は、設置施設の管理者の承諾を得ながら撤去**を進めていく
- まずは、こうした考えに基づき対応を進めていくが、**実際の折衝状況等も踏まえ、第一種公衆電話の位置づけも考慮しながら対象の見直しも含めて検討予定**

### <台数削減イメージ>



### <施設ごとの設置台数 (万台)>

	東日本	西日本	東西計	構成比
駅	0.5	0.3	0.9	8%
公共施設	1.0	1.0	1.9	18%
医療施設	0.4	0.3	0.8	7%
教育機関	0.4	0.4	0.8	8%
商業施設	1.7	1.1	2.8	25%
その他	1.7	2.0	3.7	34%
合計	5.8	5.1	10.9	100%

※2020年度末の設置状況、当該施設周辺への設置も含む

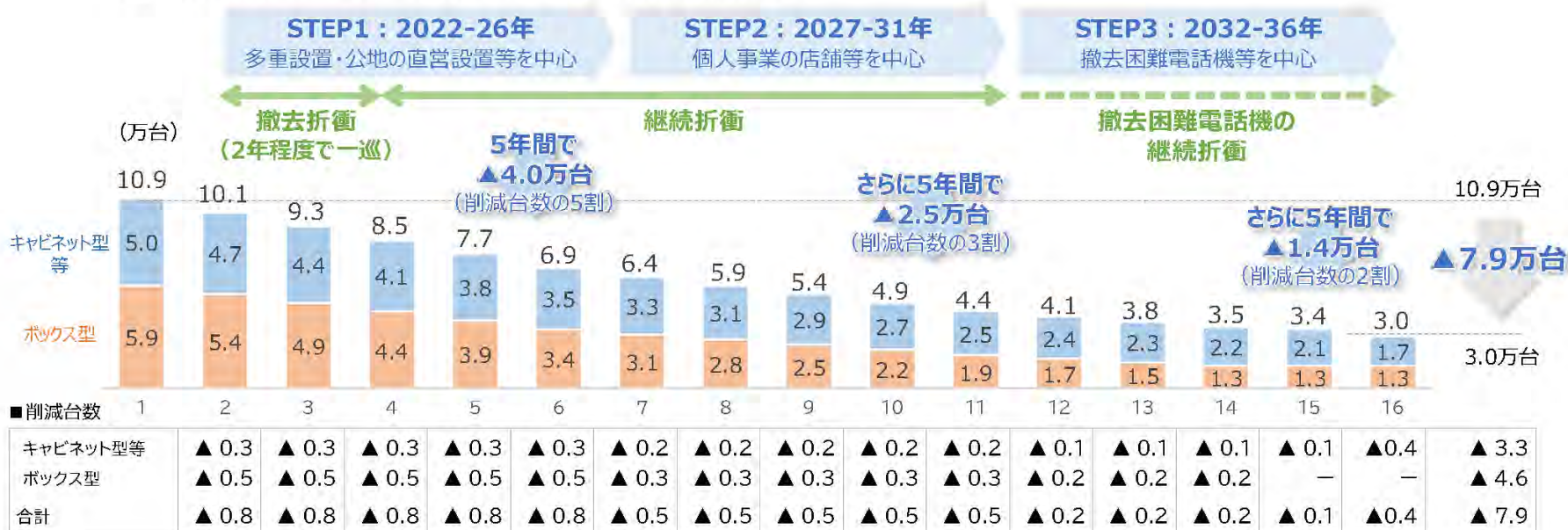
### <設置形態>



## 第一種公衆電話の台数削減計画

- 最終的な第一種公衆電話の設置台数は3.0万台となり、**7.9万台の削減が必要となることから、撤去の折衝等を踏まえる**と、**撤去には10～15年が必要**と試算 (ボックス型：4.6万台、キャビネット型等：3.3万台)
- 当初5年間で削減台数の5割を撤去する等、**可能な限り早期に台数を削減**していく
- 具体的には、工事や折衝に必要なリソースも増強※しながら、**2年程度で対応を一巡するよう速やかに折衝を進め、撤去しやすいものから優先的に撤去** (STEP1：多重設置のボックス・キャビネット・公地の直営設置等を中心、STEP2：個人事業の店舗等を中心、STEP3：設置施設の管理者から撤去の同意を得られない電話機の対応を中心に実施予定)
- **実際の折衝状況等に応じて、各年の削減台数計画も、随時見直していく予定**

※ボックス型の撤去は、電力線撤去や路面の原状回復等、一定のスキルを要する工程があり、また、往來の多い場所では夜間対応が必要になる等、  
 工員・工数の確保が課題だが、これまで約2,500台/年(移設等を含む)程度の状況に対し、通信建設業界とも連携して現状の2倍程度の確保を目指す  
 ※キャビネット型等の撤去は、ダイレクトメールの送付に加え、設置施設の管理者に対する電話・訪問等の個別折衝が必須となる場合もあるが、退職による折衝人員の減少も見込まれることから、グループ会社の人員も活用し体制を維持・強化予定



## 台数削減に関する周知・広報

- 周知・広報については、HPのリニューアル等を含め、丁寧な対応を行う予定
  - 公衆電話削減に向けた取組等をNTT東西公式HP内で発信し、利用者・設置者等へのお知らせを掲載
    - ✓ 削減の必要性 : 利用は大きく減少、維持のための費用は必要な一方で、携帯電話の普及等の社会環境の変化に伴う効率化が求められていること
    - ✓ 削減計画 : おおよその期間、台数の見込み 等
    - ✓ 設置場所のオープンデータ化 : 自治体等から申請があった場合に提供
    - ✓ 災害時用公衆電話の紹介 : 設置場所、利用方法 等
  - 撤去対象の電話機ごとに撤去の旨の張り紙を掲示  
(地権者・受託者にご承諾いただける場合にはその他の掲示物等によるご案内も検討)

## <撤去費用>

### （事業者意見）

- 撤去費用も含めた事業運営に要する費用について、補填の対象になると考える。（第25回委員会NTT東日本・西日本資料）
- 第一種公衆電話の台数削減計画の初期段階には、撤去費用も含めた費用の総額は一時的に上昇する可能性があるものの、当社としてはできる限り早期に台数を削減していくことで、維持費用の早期抑制を目指していく考え。（第25回委員会NTT東日本・西日本資料）
- 撤去によって公衆電話のコストは効率化されるが、そこにタイムラグが生じると考えており、負担を後ろに繰り延べることによって平準化が図られるのではないかと考えている。費用等は毎年度ごとに一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）に報告し補填額を算定いただいております、繰り延べを実現した場合でも透明性は確保できると考えている。（第26回委員会NTT東日本・西日本）

### （方向性案）

- 撤去費用（撤去費及び除却損）については、令和4年度から発生することから令和5年度申請分（令和6年度交付分）から対象としたらどうか。
- 撤去費用については、STEP1の5年間を当初の対象期間とし、STEP2での補填の在り方は、STEP1終了後（令和9年度）に、①撤去状況や撤去による費用効率化効果、②NTT東日本・西日本が作成する削減計画の進捗及び③災害時用公衆電話への補填が見込めるか否か等を、今回の見直しの目的と照らし合わせて検討すべきではないか。（災害時用公衆電話への補填についてはP29,30で検討。）
- STEP3では、超過設置台数分の撤去費用の補填は行わないこととしたらどうか。
- 補填対象となる「撤去費用」は、実際に要した費用をベースにNTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきではないか。
  - ✓ 現行の補填額算定時に計算される撤去費は、LRICで投資額×撤去費対投資額比率等で算定されており、実際にかかった費用が補填されているわけではない。
  - ✓ 撤去費用については、現時点でその詳細が判明していないため、補填額の算定に当たっては費目や地域ごと等内訳を確認の上、真に必要な経費のみを補填額の対象とすることが考えられるのではないか。
- 繰り延べ補填については、以下の理由から、今後の検討課題としてはどうか。
  - ✓ 後年度に負担を平準化することにより、災害時用公衆電話への補填がさらに先送りになる可能性がある。
  - ✓ ただし、今後、当初計画以上に削減が実現し撤去費用が想定より大幅に増額した場合には再度検討を行う。



○撤去費: 投資額 × 撤去費対投資額比率 LRICモデル上では0.4億円(市内通話比率約40%、2020年度)

投資額 = 公衆電話単価 × 第一種公衆電話回線数 = 約300億円

撤去費対投資額比率 = 機械設備全体の撤去費用 ÷ 取得固定資産価格 = 0.003127

※機械設備全体の撤去費対投資額比率であるため、今回新たに公衆電話を撤去して当該費用を上記計算式に追加した場合であっても撤去費対投資額比率はほとんど影響なし。(機械設備全体では取得固定資産価格は1兆6千億円であり、今回の撤去費を追加してもほとんど数字が変更なし)

○除却損: 費用項目に除却損はないが要素としては減価償却費に包含

減価償却費 = ((投資額 - 最低残存価格) ÷ 法定耐用年数) × 法定耐用年数 + 除却損) ÷ 経済耐用年数

最低残存価格 = 除却損とする。

※上記の計算のとおり、最低残存価格と除却損は相殺されている。

(参考) 利用部門の効率化の算定方法

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)

(設備利用部門の基礎的電気通信役務原価の算定)

**第十九条** 設備利用部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めるところにより設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表を作成して、同表の「前年度に実際に要した基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価」の欄に掲げる原価から、当該基礎的電気通信役務の提供の確保に必要な最低限度の原価以外の原価として同表の「控除対象原価の内容」欄に掲げる原価(以下「控除対象原価」という。)を控除した後のものに、効率化率を乗じて算定し、支援機関に提出するものとする。

2 前項に定める効率化率は、年度ごとに、当該年度の計画に基づいた電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用を、当該年度の前年度に実際に要した電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用で除して得た割合を乗じて算定するものとする。

○撤去費(撤去費+除却損)を加えた額を補填した場合(NTT東日本・西日本資料を参考に総務省が試算)

決算時期(年度)※	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
撤去費を除く前年度補填額 (加入電話+第一種公衆電話)(億円)						
収入減少(億円)						
公衆電話撤去による効率化(億円)						
撤去費+除却損(億円)						
総補填額(億円)	76	75	73	71	70	65
番号単価(円)	3	2	3	2	2	3

ここから災害時用公衆電話補填開始

○撤去費(撤去費+除却損)を効率化額を上限に残りを繰延べた場合(NTT東日本・西日本資料を参考に総務省が試算)

決算時期(年度)※	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
撤去費を除く前年度補填額 (加入電話+第一種公衆電話)(億円)								
収入減少(億円)								
公衆電話撤去による効率化(億円)								
撤去費+除却損(億円)								
総補填額(億円)	69	69	70	70	71	71	71	67
番号単価(円)	2	3	2	3	2	2	3	2

※収入減少が見込まれるため、繰延べた場合であっても補填額は上昇する。

ここから災害時用公衆電話補填開始

## 第一種公衆電話の台数削減による費用の見通し

### 委員限り

- 台数削減に伴い、公衆電話機の保守等、台数に連動する費用の削減が見込めることから、最終的な維持費用は現状の年間38億円から [ ] となる見込み
- その際、撤去に要する費用(撤去費、除却損)については、累計で [ ]

※2020年度実績(基礎的電気通信役務収支表より)をもとに台数削減に伴う費用削減効果を費用科目ごとに試算

※上記維持費用・撤去費・除却損はいずれも第一種公衆電話に係る費用全体のうちの市内通信相当分のみ(トラヒック比率(約4割))

※ユニバーサルサービス交付金の算定に用いる費用は、LRICモデルにより算定されることや営業費等に効率化係数が加味されること、資本コストや利益対応税が含まれること等の点が、上記費用と相違

## <設置場所>

### （委員意見）

- 現在、教育機関などは簡単に入ることができず、容易に利用できるとは言いがたい。そういった利用に制約があるところから削減するべきではないか。（第26回委員長田専門委員）

### （事業者意見）

- 東京都や大阪府等、設置基準より多く設置している地域を中心に、同一敷地内において複数の第一種公衆電話が設置されていることもあるが、今回の見直しを踏まえ、早期に撤去を進めていく。（第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本回答、第26回委員会NTT東日本・西日本）
- 第一種公衆電話は、原則として屋外の公道上又は公道に面した場所に設置している。2割程度の電話機については屋内に設置されているが、駅や空港構内あるいは公共施設・医療施設のロビー、教育機関の玄関口等、利用を必要とする方々がアクセスしやすい場所に設置している。（第26回委員会NTT東日本・西日本）
- 学校であれば生徒の利用を想定しているなど、外部の人間が容易に入れずに設置されているものがあるのは事実だが、設置に当たっては不特定多数者が使えることが原則であり、公共性の高いところに置いてあるものであっても、撤去に当たっては考慮の上進めていきたいと考えている。（第26回委員会NTT東日本・西日本）

### （方向性案）

- 公共施設や医療施設、教育機関の施設内等、公共性の高い場所でありながら開放時間が限定され、かつ、利用者の対象が限定される場所での設置については、施設内で携帯電話が利用できない、若しくは主な施設利用者が携帯電話を所持していないといった事情から、公衆電話が最低限の通信手段となる場合も想定されるため、第一種公衆電話の設置の趣旨及び当該電話機の利用実態を踏まえた上で、第一種公衆電話としての設置の要否について検討すべきではないか。

## <第二種公衆電話との関係>

### （委員意見）

- 第一種公衆電話はメッシュに1台必要という規定以上のものはないと思っている。第二種公衆電話は採算重視だから転用は難しい、という説明には論理に飛躍があるのではないかと。第一種公衆電話と第二種公衆電話の撤去では、第一種公衆電話の撤去を最優先すべき。（第26回委員会関口主査代理）

### （事業者意見）

- 第二種公衆電話は、当社の負担・経営判断により当社が採算性を基準として設置しているものであり、法令により設置が義務づけられる第一種公衆電話とは性質が異なるものであることから、第二種公衆電話への転用は基本的に困難と考えている。（第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本回答、第26回委員会NTT東日本・西日本）

### （方向性）

- 第一種公衆電話は、最終的には利用者負担において維持しているものであり、設置基準より大幅に超過する台数を長期間利用者負担による補填の対象としつつ、その間にNTT東日本・西日本が採算性を理由に第二種公衆電話の撤去を進めることは、利用者の理解を得難いのではないかと。
- 第二種公衆電話の撤去のために一定の人員を配置するのであれば、第一種公衆電話の撤去のために当該人員を振り分けるなど、第一種公衆電話の撤去に優先的に取り組むべきではないかと。

（参考）令和4年度事業計画（令和4年3月31日認可）における記載

公衆電話削減計画 NTT東日本△5千台 NTT西日本△6千台

※令和3年3月31日現在 公衆電話設置台数 145,643台（うち 第一種公衆電話108,655台 第二種公衆電話36,988台）

## (検討事項)

- 答申では、事前設置型災害時用公衆電話(以下「災害時用公衆電話」という。)について、今後は基本的にアクセス回線を対象として補填の対象としていくことが適当としつつ、「第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要がある」としている。また、災害時用公衆電話の補填に当たっては、「第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない」ことが求められている。
- 災害時用公衆電話の補填について検討する前提として、第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を具体的に把握し、それに基づき検討を行う必要があるのではないか。
- これら補填額の算定方法の在り方についての検討に当たっては、補填のための交付金を実質的に国民利用者の負担に繋がっていることを踏まえ、各項目ごとの検討に加え、それらを合計した総額への影響も踏まえた上で検討する必要があるのではないか。

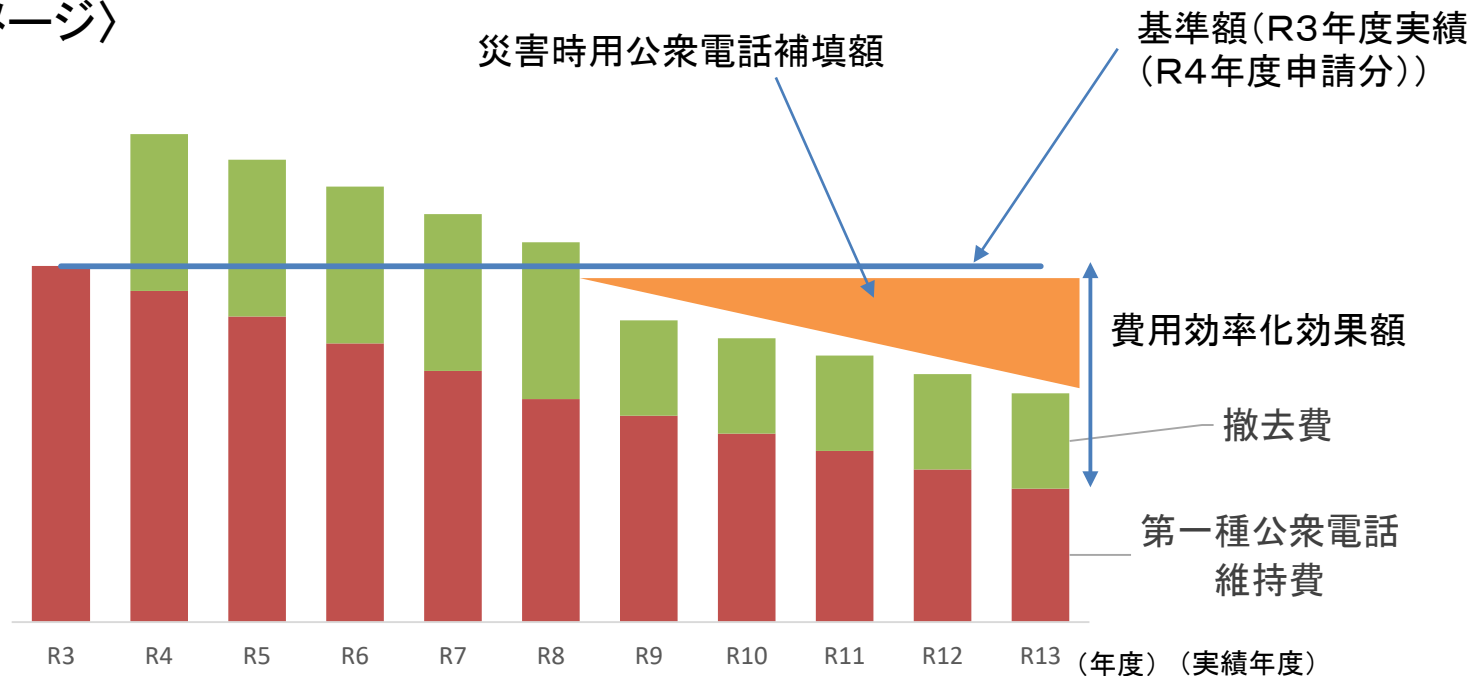
## (事業者意見)

- アクセス回線の費用でありIP網移行の影響はない。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- これまで、災害時用公衆電話の維持コストについては、公衆電話機能の接続料に加算することで、当社を含めた電気通信事業者全体で維持費を負担してきた。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして維持していくことを踏まえれば、これに係るコストについては、原則、全額を補填の対象として整理することが妥当。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 全額を補填の対象とすることが困難な場合、補填の対象外となる部分については、今後も引き続き接続料で精算する等、負担の公平性を確保するための仕組みが必要。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)

## (方向性案)

- 災害時用公衆電話に係る費用については、現在、アクセス回線費用が接続料に転嫁され、電気通信事業者全体で維持費を負担してきたことに鑑み、ユニバーサルサービス交付金による補填においても、対象はアクセス回線部分のみとすることが適当ではないか。
- 一方、答申にもあるように、災害時用公衆電話の補填は、国民負担を増やさない範囲で行われるべきものであるため、第一種公衆電話削減の具体的な効果を踏まえた上で、補填開始時期や具体的な算定方法について検討を行う必要があるのではないか。
- このため、初期折衝期間若しくはSTEP1終了後に、第一種公衆電話の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、以下の点について検討を行うべきではないか。
  - ✓ 台数削減を行う直前の令和3年度実績の補填額(令和4年度申請分)を基準額とし、令和4年度以降の第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額を「台数削減による費用効率化効果額」とし、当該額が撤去費用を上回ることになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始する。
  - ✓ 災害時用公衆電話の補填は、基本的に全額をユニバーサルサービス交付金の対象とすることが望ましいが、災害時用公衆電話への補填開始後の「補填対象額」と「費用効率化効果額」との差額の扱いについては、補填開始の時期と併せて検討を行うべきではないか。

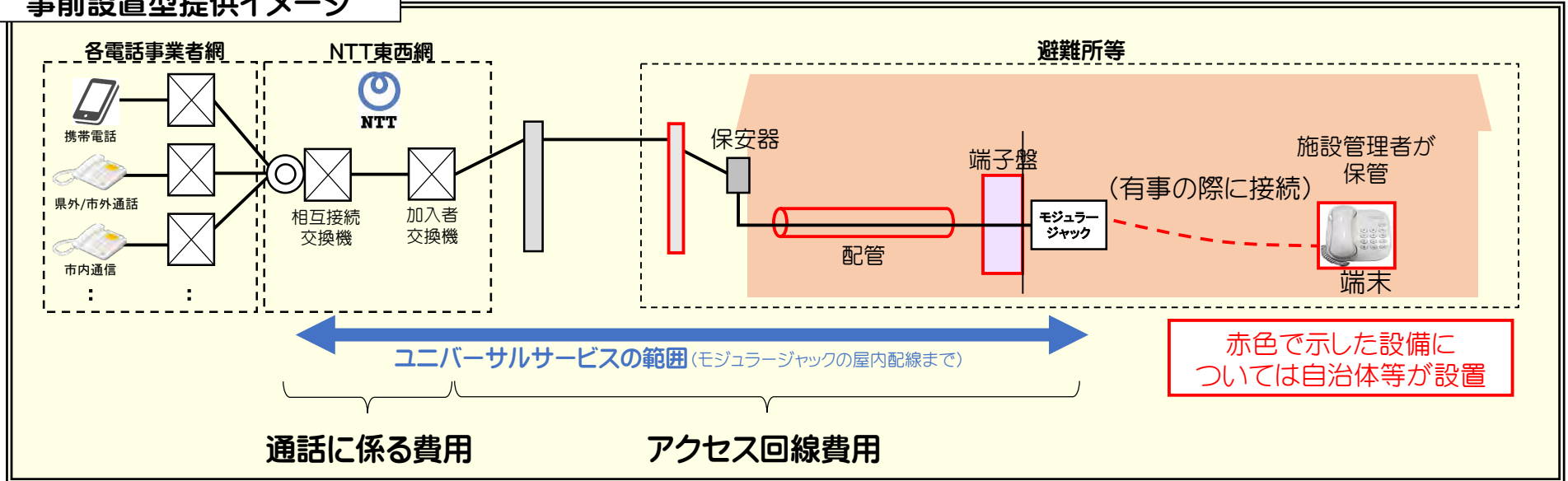
## 〈補填のイメージ〉



## 事前設置型災害時用公衆電話とは

平時に地方自治体と協議の上、避難所等にあらかじめ加入者回線を開通させた上で端末を保管しておき、災害発生後に避難所の管理者等が当該回線に端末を接続して通話の用に供するもの

## 事前設置型提供イメージ



## 事前設置型災害時用公衆電話に係る費用の答申の考え方

	災害時用公衆電話の現状	令和3年答申の考え方
設置費用	NTT東日本・西日本負担	現時点で補填対象とすべき合理的な理由があるとは言いがたい
アクセス回線費用	公衆電話接続料に転嫁 (第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条の許可を取得)	具体的な補填の範囲や導入時期について要検討
通話に係る費用	接続事業者同士お互い精算しない取り決めがなされている(NTT東日本・西日本NW部分はNTT東日本・西日本が負担)	現時点で補填対象とすべき合理的な理由があるとは言いがたい